

輪島市災害公営住宅（宅田地区）建設工事 に関する三者協定書（案）

輪島市災害公営住宅（宅田地区）建設工事（以下「本工事」という。）に関して、輪島市（以下「発注者」という。）と、株式会社 市浦ハウジング&プランニング（以下「設計者」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「施工予定者」という。）とは、以下のとおり三者協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、本工事において発注者と施工予定者が別途締結する実施設計技術支援業務委託契約に基づく技術提案等について、採否の検討を行い、発注者、設計者及び施工予定者が協力して、実施設計を円滑に完了させることを目的とする。

（関係者の調整、協力）

第2条 本工事の実施設計に係る発注者、設計者及び施工予定者間の調整は、発注者が行う。

2 発注者が行う調整に対し、設計者及び施工予定者は、誠実に対応し、協力する。

3 発注者、設計者及び施工予定者は、本協定の目的を達成するうえで、輪島市災害公営住宅（宅田地区）実施設計技術協力会議（以下「三者会議」という。）を設置する。なお、三者会議は、プロポーザル時に採用を認めた技術提案（以下「採用した技術提案」という。）及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」）方法による提案（以下「VE提案」という。）、また、施工実施の方針について採否の検討を行い、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。

4 第1項に規定する調整は、発注者が主催する三者会議において、発注者が、設計者及び施工予定者からの意見を踏まえた上で、関係者間の調整を行う。

（三者会議の役割、責任）

第3条 三者会議の役割は、添付の別紙「役割分担表」による。

2 完成した実施設計の設計責任は、設計者が負うものとする。ただし、技術提案及びVE提案等を実施設計に反映させるため、施工予定者が確認申請上のその他設計者となった場合は、施工予定者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

（実施設計における技術協力等）

第4条 施工予定者は、本協定の目的を達成するため、技術提案に限らず、更なるVE提案に努めるものとする。

2 設計者は、実施設計の段階における施工予定者からのVE提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、本協定の目的を達成するため更なるVE提案に努めるものとする。

(工事費限度額)

第5条 施工予定者からの概算工事費見積書の提示を受け、発注者と施工予定者において合意した本工事における工事費限度額は、次のとおりとする。

金 _____ 円 (消費税額及び地方消費税含む)

(目標工事費)

第6条 発注者が設定する目標工事費は、次のとおりとし、実施設計や技術支援業務を通し、コスト削減を図ることで、その達成を目指すものとする。

金 _____ 円 (消費税額及び地方消費税含む)

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から発注者及び施工予定者が別途締結している実施設計技術支援業務の委託契約完了日までとする。

(その他)

第8条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、設計者及び施工予定者が協議して定めるものとする。

本協定成立の証として、本書3通を作成し、発注者、設計者、施工予定者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
輪島市
輪島市長

設計者 ●●● ● 丁目 ● 番 ● 号
●●●●●●
●●● ●●● ●●●

施工予定者 ●●● ● 丁目 ● 番 ● 号
●●●●●●
●●● ●●● ●●●

別紙

役割分担表

業務内容		発注者	設計者	施工予定者	特記事項
三者会議	1 会議	調整・出席	出席	出席	
	2 会議議事録	確認・協力	確認・協力	作成	
	3 技術提案及びVE提案 (施工予定者より)	承認	確認	提案	
	4 技術提案及びVE提案 (設計者より)	承認	提案	確認	
	5 実施設計図書	承認	作成	検証	
	6 総合仮設計画	承認	確認	作成	
	7 確認申請・各種許認可申請	確認	作成	協力	
工程	8 全体事業スケジュール	作成	確認	確認	
	9 実施設計スケジュール 許認可申請スケジュール	承認	作成	確認	
	10 総合工事工程	承認	確認	作成	
見積関連	11 コスト推移管理 <工事費内訳明細書管理>	承認・指示	検証	作成・更新	適宜更新を行う
	12 VE内訳明細書管理 <VE項目に関する費用>	承認	確認・協力	作成・更新	提案の都度
他	13 その他必要な会議	調整	協力	協力	

※ 用語の定義：「承認」→ 資料を受け取り終了決定するもの。

「確認」→ 資料閲覧し、発注者要求から明らかに逸脱しているか否かを確認し、三者会議を組織する他者に結果を伝える。

「検証」→ 資料の内容を調査し、是正があれば、三者会議を組織する他者に伝える。

「協力」→ 成果物の作成主体ではないが、資料作成に伴う根拠資料等を作成者へ提供する。

「調整」→ 業務内容に伴う関係者間の調整を行う。

以上